

調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により業務の受注者を選定するので、次のとおり公告する。

令和6年4月25日

鳥取県知事 平井伸治

1 業務の概要

(1) 業務名

令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン普及啓発業務(以下「本業務」という。)

(2) 業務内容

令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン普及啓発業務に係る公募型プロポーザル実施要領(以下「プロポーザル実施要領」という。)の別添「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン普及啓発業務仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりとする。

(3) 業務期間

契約締結日から令和7年2月28日(金)まで

(4) 予算額

金7,925,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 参加資格要件

(1) 単独事業者による参加

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

ア 法人格を有すること。

イ 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所(以下「県内事業所」という。)等を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

ウ 令和3年鳥取県告示第457号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、次の業種区分のいずれにも登録されている者であること。

(ア) イベント・広告・企画の広告・広報

(イ) イベント・広告・企画のイベント企画・運営

エ 本件調達の公告日から本業務の参加表明書提出日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

オ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

カ 本件調達の公告日から本業務の参加表明書提出日までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていないこと。

キ 本プロポーザルに係る共同事業体の構成員でないこと。

ク 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

(2) 共同事業体による参加

構成団体が共同して本業務に携わり、それぞれの得意分野で実力を最大限に発揮することでより効果的、効率的に運営することが可能な場合は、共同事業体による参加を可とする。

本プロポーザルに参加できる共同事業体は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- ア 共同事業体のすべての構成事業者が、法人格を有すること。
- イ 共同事業体の全ての構成事業者が(1)のイ、エからカまで及びクの条件を全て満たしていること。
- ウ 次の競争入札参加資格のそれぞれの業種区分に構成員の1以上の者が登録されていること。
 - (ア) イベント・広告・企画の広告・広報
 - (イ) イベント・広告・企画のイベント企画・運営
- エ 各構成事業者が、本プロポーザルに参加する単独事業者又は他の共同事業体の構成事業者でないこと。

3 選定方法

- (1) 企画提案書の評価は、鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会(令和新時代とっとり環境インシアティブプラン普及啓発業務プロポーザル審査会)において、あらかじめ提出された企画提案書、提案者からのプレゼンテーション及び質疑応答を受けて、各審査委員が審査基準に基づき審査項目を個別に評価採点し、その点数を合計する方法により提案者の得点(合計点)を算出するとともに、順位点の方法(各審査委員の評価採点により付けられた順位をそのまま点数とし、その点数の合計の値の少ない方から提案者の順位を付ける方法)による採点を行うものとする。ただし、これらの方法による順位の結果が異なる場合は、順位点の方法による順位を優先し、同点の提案者が複数となった場合には、審査委員の合議により順位を決定する。
- (2) 上記(1)により最も優れた順位を得た者を最優秀提案者として選定する。ただし、合計点が55点未満の者は選定しないものとする。
また、最優秀提案者以外の者についても、順位付けを行う。

4 手続き等

(1) 書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県生活環境部脱炭素社会推進課 温暖化対策担当
電話 0857-26-7205/ファクシミリ 0857-26-8194
電子メール datsutanso@pref.tottori.lg.jp

(2) プロポーザル実施要領及び仕様書等の交付

プロポーザル実施要領及び仕様書等は、令和6年4月25日(木)から同年5月24日(金)までの間にインターネットの鳥取県生活環境部脱炭素社会推進課ホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/datsutanso/>)から入手するとともに、希望者には、プロポーザル実施要領3のとおり直接交付する。

5 参加表明書及び企画提案書の提出

(1) 参加表明

本プロポーザルに参加しようとする者は、令和6年5月15日(水)午後5時15分までに、プロポーザル実施要領4による参加表明書等をプロポーザル実施要領16の場所に持参又は郵送により提出すること(ファクシミリ又は電子メールによる提出は受け付けない)。

なお、郵送による場合は、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、提出期限までに必着のこととし、あわせて電話連絡すること。また、持参による提出の場合は、提出期限までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までに限り受け付ける。

(2) 企画提案書の提出

上記(1)の参加表明書等を提出期限までに提出した者であって、本業務に係る企画提案書の提出を希望する者は、令和6年5月16日(木)から同年5月24日(金)午後5時15分までにプロポーザル実施要領7(1)に記載する企画提案書等を作成の上、プロポーザル実施要領16の場所に持参又は郵送により提出すること(ファクシミリ又は電子メールによる提出は受け付けない)。

なお、郵送による場合は、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、提出期限までに必着のこととし、あわせて電話連絡すること。また、持参による提出の場合は、提出期限までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までに限り受け付ける。

6 企画提案のプレゼンテーションの実施

審査に当たり、審査委員に対してプレゼンテーションを行うこと。

- (1)日時 令和6年5月下旬
- (2)場所 鳥取県庁内会議室
- (3)その他

正式な開催日時、集合時間及び会議室等は、別途参加表明者に通知する。

なお、情勢によりプレゼンテーションの実施方法を変更する場合がある。その場合は、参加表明者に別途通知する。

7 契約の締結

3により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、3により順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行う。

8 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

9 その他

- (1)次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書を無効とする。

ア 2の参加資格のない者から企画提案書が提出された場合。

イ 虚偽の記載がなされた企画提案書が提出された場合。

ウ 5(1)の参加表明書等の提出が提出期限までにない者から企画提案書が提出された場合及び受付期間の最終日の午後5時15分を過ぎて企画提案書が提出された場合。

エ 審査の公平性を害する行為があった場合。

オ 1の(4)に示す予算額を超える業務受託見積書が添付されている企画提案書が提出された場合。

- (2)参加費用等

本プロポーザルへの参加に係る経費は参加者の負担とする。

- (3)その他

ア 詳細は、プロポーザル実施要領による。

イ 契約書の作成に当たり、仕様書中の契約条項を契約書に記載した場合は、当該契約条項を仕様書から削除する。

ウ 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えないで用語を変更するときがある。